

定款 2 1 条（役員の報酬等）に関する事項

（役員の報酬等）

第 2 1 条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

上記、定款第 2 1 条の条文下線部について以下のとおり定める。

別に定める総額の範囲内

当面、無報酬とする。

別に定める報酬等の支給基準

当面、無報酬とする。

以上